

ストップ・リニア！訴訟原告適格判決

争点審理を避け、原告数を減らす判決ならば上訴へ

東京地裁古田孝夫裁判長は原告適格に関する中間判決を3月30日に言い渡すと声明しています。リニアの輸送安全性確保や南アルプスの自然享受を求める原告を削減するような判決が出た場合は原告団は上訴(控訴)してたたかう方針です。

期日：3月30日(月)

時間：午後2時30分

(開廷時間)

集合：午後1時15分

(東京地方裁判所)



前回の第16回、第17回口頭弁論で、古田孝夫裁判長が『来年3月に原告適格の中間判決を出す』と表明しました。原告側の求釈明に応じず、鉄道施設の設計や工事車両の走行ルートが不明であり、また「リニアは国家的事業」と国もJR東海も宣伝しています。また、工事実施計画はずさんな環境影響評価(環境アセスメント)を基にしたもので、JR東海の大井川の水対策は実現性がなく、工事着工後も沿線で工事用道路の崩落、地下水の噴出や地盤沈下などの事故も起きています。裁判途中で原告適格を判断するのはムリです。

これまで以上に多くの皆さんの結集で傍聴席を埋めましょう。

<3月30日の行動予定>

法廷では拍手などはしないで静粛に！

- 13:15 東京地裁前集合
地裁前集会
- 14:00 傍聴券抽選
- 14:30 開廷、15:15 会見
- 15:45 院内報告集会
中間判決の内容と狙い
- 16:30 弁護団・事務局打合せ
今後の裁判の方針
衆議院第二議員会館多目的会議室
(15:00~1階ロビーで入館証配布)



東京地裁

ストップ・リニア！訴訟原告団事務局：問合せ 090-3910-8173 天野